

農業ワーキング・グループ関連

| | 該当頁 |
|---|-----|
| 1 - 遊休農地の規制緩和について | 1 |
| 2 - 担い手・人材育成と農地の利用・集積 | 1 |
| 3 - 生産緑地法の改正 | 1 |
| 4 - 生産緑地の追加指定の実施及び生産緑地制度の導入 | 2 |
| 5 - 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し （①既存の系統（鉄塔）との連系のための変電設備等の設置） | 2 |
| 6 - 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し （②電力を農業で利用する場合について、再生可能エネルギー発電用地を農業用施設用地として認める） | 3 |
| 7 - 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し （③地域の実情に応じた法規制の柔軟な運用） | 3 |
| 8 - 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し （④今後農地として利用する見込みがない土地の再生可能エネルギー発電用地としての有効活用） | 4 |
| 9 - 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し （⑤津波被災地域・原子力災害の居住制限地域などにおける農地転用規制の緩和） | 4 |
| 10 - 「広がり農地」制度により太陽光発電設備に規制が生じる区画の明確化 | 5 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容及び提案理由等 | 提案主体名 (会社・団体 名等) | 制度の所管 官庁 |
|----|-------|---------------------|-------------------|---|------------------------|-------------|
| 1 | 8月6日 | 9月18日 | 遊休農地の規制緩和について | <p>平成12年私の農地(一種農地)をクロスするように道路計画があり地域活性化、災害時の救急活動等の観点から用地を提供した。</p> <p>よって、農地は分断され三角形の形状が左右に残存し水田としての耕作不適地となりやも終えず道路工事に伴い役所側により埋め立てを行った、事実上水田の機能が喪失し優良農地ではなくなった。畑としての地力を回復するには相当の投資が必要となり、よって埋め立て後13年間は何も収穫できず荒れ地の状態。道路も完成し交通量も日増しに増え企業社が店舗、駐場等に活用し地域の活性化、職場の確保等のため計画したが、門前払いの一貫して県の不同意がでて成し立たない。その理由、今後の対策を聞いてもなしのつぶてで説明もない。農地である以上、どこまで行っても農地だくらの考え方のようであつて既得権の役人の権力の強さをさまざま味わった。新規企業の創設や企業の参入により若者の魅力ある職域の創設も我々の社会的責任だと思う。</p> <p>国の成長戦略は私は大賛成。この国を背負う今の若者に夢と希望を与えるためにも上記のような成長を阻害するようなことがあってならない。</p> <p>全ての農地を農地転用でなく、上記のよう農地は相当あると聞き及んでいます。今こそ、その様な農地の活用に力を入れ成長戦略の一端としてください。</p> | 個人 | 農林水産省 |
| 2 | 8月13日 | 9月18日 | 担い手・人材育成と農地の利用・集積 | <p>民間資金を原資とする農業近代化資金について、公的資金に比して制限されている点について、公的資金並みに制度要件(貸付限度額、資金使途、金利助成等)を、農業信用保証保険制度を含めて拡充すべき。</p> <p>(上記が困難な場合) 民間資金の有効活用により担い手に対する質の高い金融サービスを提供する観点から、国の利子補給および農業信用保証保険制度を活用した、公的資金並みの新たな融資制度を創設すべき。</p> | 全国農業協同組合中央会 | 農林水産省 |
| 3 | 8月13日 | 9月18日 | 生産緑地法の改正 | 都市農地保全の必要性が高まっていることから、現行500m ² となっている指定下限面積の引下げなど、同制度の柔軟な活用を可能とする要件の緩和が必要である。 | 全国農業協同組合中央会 | 国土交通省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容及び提案理由等 | 提案主体名(会社・団体名等) | 制度の所管官庁 |
|----|-------|-------------|---|---|----------------|---------|
| 4 | 8月13日 | 9月18日 | 生産緑地の追加指定の実施及び生産緑地制度の導入 | 生産緑地法の指定対象となる農地があるにもかかわらず、追加指定が認められないケースがあるため、追加指定を認めるよう求める。また、三大都市圏特定市外に所在する自治体では、生産緑地制度がほとんど導入されていないため、制度の導入を進めていくべき。 | 全国農業協同組合中央会 | 国土交通省 |
| 5 | 8月14日 | 9月18日 | 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し((①既存の系統(鉄塔)との連系のための変電設備等の設置) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 風力やメガソーラー等の不安定電源の開発に関し、既存の系統(鉄塔)が農地法上の優良農地にある場合、変電設備等の設置が困難になっている事例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2MW以上の再生可能エネルギー発電事業の系統連系にあたっては、特別高圧送電線に連系することになり、そのための変電設備は、発電事業者が設置することになる。 ・ 設置にあたっては、特別高圧送電線の鉄塔に近接した位置に設置することが合理的であるが、例えば、鉄塔が農振農用地区域内にある場合、一般電気事業者が設置する場合以外は農地転用が認められず、近接地に変電設備を設置できない状況が想定される。 ・ 周辺が農振農用地及び第一種農地で占められている場合、変電設備の設置場所が決まらず、支障となる可能性が高い。 ○ 対応案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用については、優良農地の確保と再生可能エネルギー導入拡大の調整が図られるような新たなルールづくりが必要であり、一団の農地の縁辺部など特に優良農地の確保に大きな影響を与えない変電設備等の設置については、柔軟に対応すべきである。 ・ 変電設備は非常に狭小な土地に設置することが可能であり、優良農地の確保に支障が生じる可能性も小さいと考えられる。優良農地の確保に支障が生じない一定の基準を設けた上で、再生可能エネルギー導入が図られるよう農地転用制度の見直しが必要。 | 自然エネルギー協議会 | 農林水産省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容及び提案理由等 | 提案主体名(会社・団体名等) | 制度の所管官庁 |
|----|-------|-------------|--|---|----------------|---------|
| 6 | 8月14日 | 9月18日 | 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し((②電力を農業で利用する場合について、再生可能エネルギー発電用地を農業用施設用地として認めること) | <p>耕作放棄地等を活用した農業利用のための太陽光発電設備用地の農業用施設用地としての適用</p> <p>1 背景 ・本県の耕作放棄地面積は、担い手農家の減少や高齢化により12,494haと経営耕地面積の20.3%を占めており、国、市町と一体となって平成25年度までに2,000haの耕作放棄地の解消を目指している。 ・本県はヒートポンプなど施設園芸への電気利用が進んでいることから、平成23年度に耕作放棄地を活用した太陽光発電のモデル実証を実施した。</p> <p>2 課題 農業利用を目的とした太陽光発電設備の耕作放棄地等の農地への設置を促進するためには、堆肥舎や集出荷施設などと同様に、農業用施設用地として認められることが必要である。</p> <p>3 改善案の具体的な内容 耕作放棄地等を活用した農業利用のための太陽光発電設備用地を、農業振興地域の整備に関する法律において、農業用施設用地として認めるよう要望する。</p> | 自然エネルギー協議会 | 農林水産省 |
| 7 | 8月14日 | 9月18日 | 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し((③地域の実情に応じた法規制の柔軟な運用) | <p>H24年1月ごろ、広島県安芸高田市甲田町の甲立牧場跡地(34ha)において、10MW～15MW規模の太陽光発電施設の建設が計画された。しかし、この土地は、現在実質的には農地として利用されておらず、将来的にも利用が見込めないにも関わらず、過去1年以内に周辺農家による採草が行われていたために、非農地としての扱いが出来ず、また、農地法に規定する第1種農地であるために、現在の基準では農地転用許可も極めて困難な状況にあり、発電施設用地として利用することが難しくなっている。</p> <p>このため、第1種農地であっても、再生可能エネルギー発電施設用地として柔軟に利用できるよう、設置規制の見直しを提言する。具体的には、現在、農業に利用されておらず、将来的にも利用が見込まれないものについては、農地法における第1種農地の不許可の例外に「再生エネルギー電気の発電に供する施設」を追加する方法が考えられる。とりわけ、太陽光発電は、その設置により、土地を汚染するおそれがなく、また、施設の撤去が比較的容易であることから、撤去後において、牧草地のような用途であれば、再び農地として使用することが可能であると考えられる。</p> <p>このため、農地転用期間を、電力固定買取期間である20年に限定したうえで、その後は、農地として再び使用するなどの条件を課せば、長期的な情勢の変化により、再び農地を確保する必要性が生じた場合においても、十分に対応できるのではないか。農地政策は、わが国の食料生産に関わる重要な施策であるが、地域の実情に応じた対応が可能になるよう、法規制の柔軟な運用を図っていく必要があるのではないかと考えている。</p> | 自然エネルギー協議会 | 農林水産省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的な内容及び提案理由等 | 提案主体名 (会社・団体 名等) | 制度の所管 官庁 |
|----|-------|---------------------|--|---|------------------------|-------------|
| 8 | 8月14日 | 9月18日 | 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し (④今後農地として利用する見込みがない土地の再生可能エネルギー発電用地としての有効活用) | <p>【支障事例】 農地にメガソーラーを設置する場合、農地法に基づく農地転用の手続きが必要となる。 特に第1種農地などの優良農地については、原則、農地転用はできないこととなっている。 しかしながら、「長年にわたり耕作放棄され、農地への復元が困難な土地」や「今後農地として利用する見込みはない土地」については、第1種農地ではあるがメガソーラーに有効活用したいとの要望が寄せられている。</p> <p>(解決策)農地における再生可能エネルギー導入に係る設置基準を早急に明確化すること</p> <p>【具体的地域名】 熊本県北部 30~40年前に国の草地改良補助が行われているため、第1種農地となっているが、長年草地として活用されておらず、将来も活用の見込みがない土地</p> <p>【基準の明確化について】 平成25年3月31日付け24農振第2657剛農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てえ営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」において、「その他優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における取扱い等の在り方については、引き続き検討することとしている」とされている。このため、早期の基準明確化を要望する。</p> | 自然エネルギー協議会 | 農林水産省 |
| 9 | 8月14日 | 9月18日 | 再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し (⑤津波被災地域・原子力災害の居住制限地域などにおける農地転用規制の緩和) | 東日本大震災の津波被災地域であっても農地転用の手続が進んでいない。 <p>【対応策】</p> 特例法を制定し、津波被災地域や原子力災害の居住制限地域などにおける農地転用規制を大幅に緩和すべきである。 | 自然エネルギー協議会 | 農林水産省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的な内容及び提案理由等 | 提案主体名 (会社・団体 名等) | 制度の所管 官庁 |
|----|-------|---------------------|--|---|------------------------|-----------------------|
| 10 | 8月14日 | 9月18日 | 「広がり農地」 制度により太 陽光発電設 備に規制が 生じる区画の 明確化 | <p>(太陽光) ・農地転用について 地権者ですら所有地が「広がり農地(隣接する土地が優良な農地として判定をされた地区で、その土地に隣接する土地も農地として認定される制度)」として「第一種農地」に認定されていることを把握しておらず、現地の農業委員会に問い合わせて初めて農地認定を受ける土地が見受けられた。ある地権者においては、上記のような農地に認定されていることに気付かず、また発電事業者も行政確認を実施せずに工事着工し、メガソーラーを建設してしまった他事業者の事例があった。 メガソーラー完工後に農地であることが判明したが、農業委員会としても完工しているため何も言えない事例も発生しているとの事。</p> <p>【対応策】 農地の定義や扱いを明確にするべきであり、少なくとも地権者にはきちんと報告をすることが求められる。</p> | 自然エネ ルギー協 議会 | 農 林 水 産 省 |